

○制限付一般競争入札実施要領の運用に関する取扱いについて

〔平成19年9月6日 事調第535号〕
各支庁長あて 農政部長

〔沿革〕 平成21年2月24日事調第1174号、23年3月16日第1376号、29年1月13日第955号改正

制限付一般競争入札実施要領の運用（平成19年9月6日付け建情第628号農政部長、水産林務部長、建設部長「制限付一般競争入札実施要領の運用の制定について」。以下「運用」という。）について、次のとおり農政部における取扱いを定めたので、適切な事務処理を行ってください。

1 運用要領4関係3

農政部長が定める対象工事及び一定地域の範囲は次の表による

対象工事	一定地域の範囲
契約の適正な履行及び競争性の確保ができる工事（下記の工事を除く。）	施工場所が存する総合振興局若しくは振興局（以下「総合振興局等」という。）又は施工場所が存する総合振興局等及び近隣の総合振興局等
契約の適正な履行及び競争性の確保ができ、施工上の技術的難度が比較的平易な農業土木工事のうち、予定価格の額が70,000千円未満のもの	施工場所が存する市町村又は施工場所が存する市町村及び近隣の市町村

2 運用要領9関係

「農政部長が別に定める予定価格の額」については、2億5千満円未満とする。

（農村振興局事業調整課事業契約グループ）